

○国土交通省令第 号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部の施行に伴い、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第十項及び附則第三十一項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条の二第一項」を「第二条第十項」に改め、第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 旅客施設

第一条の二第一号の次に次の一号を加える。

二 野積場

第一条の二に次の一号を加える。

九 移動式施設

第一条の三から第一条の五までを削り、第一条の六を第一条の三とし、第一条の七を第一条の四とする。

第十五条の二の四中「重要国際埠頭施設」を「重要国際埠頭施設」に改める。

第十五条の十第一項中「外国貿易船」の下に「（外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。）」を加える。

第十七条の四第一号二中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加える。
附則に次の二項を加える。

8 法附則第三十一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該国際拠点港湾の港湾計画において定められているものとする。

- 一 埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル
- 二 少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船（一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物の運送に係る外国貿易船をいう。）の使用の一単位に係る埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同じ。）の前面の泊地の水深が十五メートル
- 三 少なくとも一の前号に掲げる規模以上の係留施設等を含む連続する三の係留施設等の奥行き（当該係留施設等の総面積（単位 平方メートル）を当該係留施設等に係る係留施設の総延長（単位 メートル）で除して得たものをいう。）がおおむね五百メートル

9 法附則第三十一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 当該国際拠点港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。

二 当該埠頭の機能の高度化による当該国際拠点港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。

三 当該埠頭の利用の効率化及び高度化を図るための情報システムが整備されること。

四 当該埠頭と道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保されること。

五 当該埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。

附 則

この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。